

令和6年第5回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和6年7月18日

熊本県相良村議会

令和6年第5回相良村議会臨時会会議録

令和6年7月18日（木曜日）

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第44号 工事請負契約の変更について
(質疑・討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番 川 邊 一 徳 君	7番 高 岡 重 盛 君
2番 坂 田 朋 美 君	8番 小 善 満 子 君
3番 永 田 博 人 君	9番 市 岡 智 恵 君
4番 徳 田 正 臣 君	10番 黒 木 正 照 君
6番 西 本 巳喜男 君	

3. 欠席議員(1名)

5番 中 村 重 道 君

4. 説明のため出席した者(3名)

村 長 吉 松 啓 一 君	建 設 課 長 大土手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時

○議長(黒木正照君) おはようございます。ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、令和6年第5回相良村議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、坂田朋美議員、
{「はい。」と、2番議員。}
3番、永田博人議員、
{「はい。」と、3番議員。}
を指名します。

日程第2 会期の決定の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}
異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第44号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第3、議案第44号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。
{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、議案第44号、工事請負契約の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和5年7月21日、令和5年第8回相良村議会臨時会において議決されました、令和5年度林道相良五木線災害復旧工事1号箇所 その1 (R2災 R4災合冊)におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、工事請負契約金額の変更につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、重力式コンクリート擁壁工及び簡易吹付法枠工において、推定岩線の施工範囲の変更及び補強土壁工の排水対策工を現地実測により見直し、排水構造物工及び道路附属物施設工では、施工範囲の縮小が可能だと判断し見直しました。また、舗装工ではL型擁壁工の施工位置の移動により舗装面積を見直し、産業廃棄物処理数量においてはマニフェスト伝票実績により見直したことによる変更が必要となったことから、事業量の変更が生じたも

のでございます。工事の施工業者は、球磨郡相良村大字柳瀬 832 番地 9、有限会社田中土建、代表取締役田中清綱でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額 5,995 万円を 6,337 万 6,241 円に増額変更するものでございます。また、参考資料といたしまして今回の変更仮契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第 44 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。質疑ではありますが、まず、この川辺川の右岸、一般的に地質や地層構造的に見て非常に脆くって、管理が大変だというふうに言われてるようでありますので担当課も大変だと思います。非常にこのあたりの工事というのが多いわけではありますが、ちょっとすみません、細かいことですが、このコルゲートフリューム。これ 70 センチで、不要ということで 6,000 円減額になってますけど、ちょっと素人で申し訳ないですけども、これはやはり不要であるかもしれんですけど、付けといても構わない。付けといたほうが洗掘の可能性というのは低くなるんじゃないかと思うんですが、それについての考えを 1 点。それともう 1 つですけど、これ一般論だと思ってこの場でちょっとお尋ねしたいわけですが、産業廃棄物というのは、こういった工事関係でよく出てきますけど、経費も上がってきますけど、業者さんは一般的にどういった産業廃棄物の処理をされているかということをお尋ねいたします。以上 2 点です。よろしくお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。まず、一つ目の質問のコルゲートフリューム管ですね。これにつきましては、ご指摘のとおり当初は、そういった洗掘防止のために必要だろうというところで設計をしておりました。といいますのが、この林道災害、被災当時は大規模災害ということがありまして、査定自体も簡易査定というところで、岩線につきましても、もう推定で設計をしているというところで、実際、現地に入りまして、そういった排水対策、排水構造物等の再検討いたしました結果、洗掘するような箇所がなくなったというところで、今回は見直したものでございます。それから産業廃棄物関係につきましては業者の・・・・・・

○4 番(徳田正臣君) うん。一般的な、その予算が上がってくるですたいね。

○建設課長(大土手寛君) はい。

○4 番(徳田正臣君) 一般的にどういった形で業者さんは産業廃棄物を

○建設課長(大土手寛君) はい。

○4 番(徳田正臣君) その後、処理しているか。

- 建設課長(大土手寛君) 例えば施工時に発生したコンクリートのガラが落下している分の廃棄物、それから増破等で崩壊した法面の流木等の根っことか、そういった分を実際に産廃で搬出した際に、私どもといたしましては、実績と出たマニフェスト伝票をもとに積算に取り込むというところで計上してるんですけども。
- 4番(徳田正臣君) 搬出経費的にみてよかですかね。経費は。
- 建設課長(大土手寛君) 実際、もう・・・・・・・・
- 4番(徳田正臣君) この産廃業者に対して、また、次の処分する。すみません、しゃべってるけど、そういうふうなところじゃなくて搬出経費だけ・・・・・・・・
- 建設課長(大土手寛君) はい。もう実際、搬出というか産廃として処理で出したもの、それから処理量に対する経費として計上するということでございます。実績です。
- 4番(徳田正臣君) はい。
- 建設課長(大土手寛君) はい。よろしいですか。
- 4番(徳田正臣君) よかです。
- 建設課長(大土手寛君) よろしいですか。はい。
- 4番(徳田正臣君) はい、すみませんね。はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、4番議員。
- 4番(徳田正臣君) さっき言いましたようにコルゲートフリュームは、あえて付けなくてもいいかもしれない。不要かもしれないけども、付けていてもいいんじゃないかなと。この金額からすればと思ったところです。より洗堀防止力を高めるためにはと思うんですね。それと産業廃棄物は一定の処理基準があるんでしょうけども、搬出するだけじゃなくて搬出後のその産廃業者に対して、処理費用も含めてのが一般的に入ってるということですね。というのは、うちのことじゃないと思って聞いてください。結構、土建関係の業者さんによっては、資材置き場とか工場とかに産業廃棄物とかアスファルトとか何かバンで積んであったり、材木をバンと置いてあったりするもんで。となれば運搬だけの経費なのかなと。うちではそういう業者さんいらっしゃらないと思うんですけど、よそでは、その後の産廃業者さんに対しての経費をもらってるのに自分ところでとどめておくというようなこともあったりしてたんで。うちの場合はしっかりやっていらっしゃると思いますけど、こういったことかなと思ってるの質疑でございます。いずれにせよ、この川辺川云々というのは管理が大変だと思います。もし新しい道路、村道、林道を造るとなれば、今後、管理業務というのは非常に莫大になってきて、今後の相良村の負担になってきますんで、十分、既に出来た道は管理が大変ですけども、十分検討していかなければならない、審議しなければいけない場面かなと思ったところであります。以上です。
- 議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第44号、工事請負契約の変

更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 44 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) ただいま、議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで、本日の日程は全部終了しました。令和 6 年第 5 回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前 10 時 12 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員